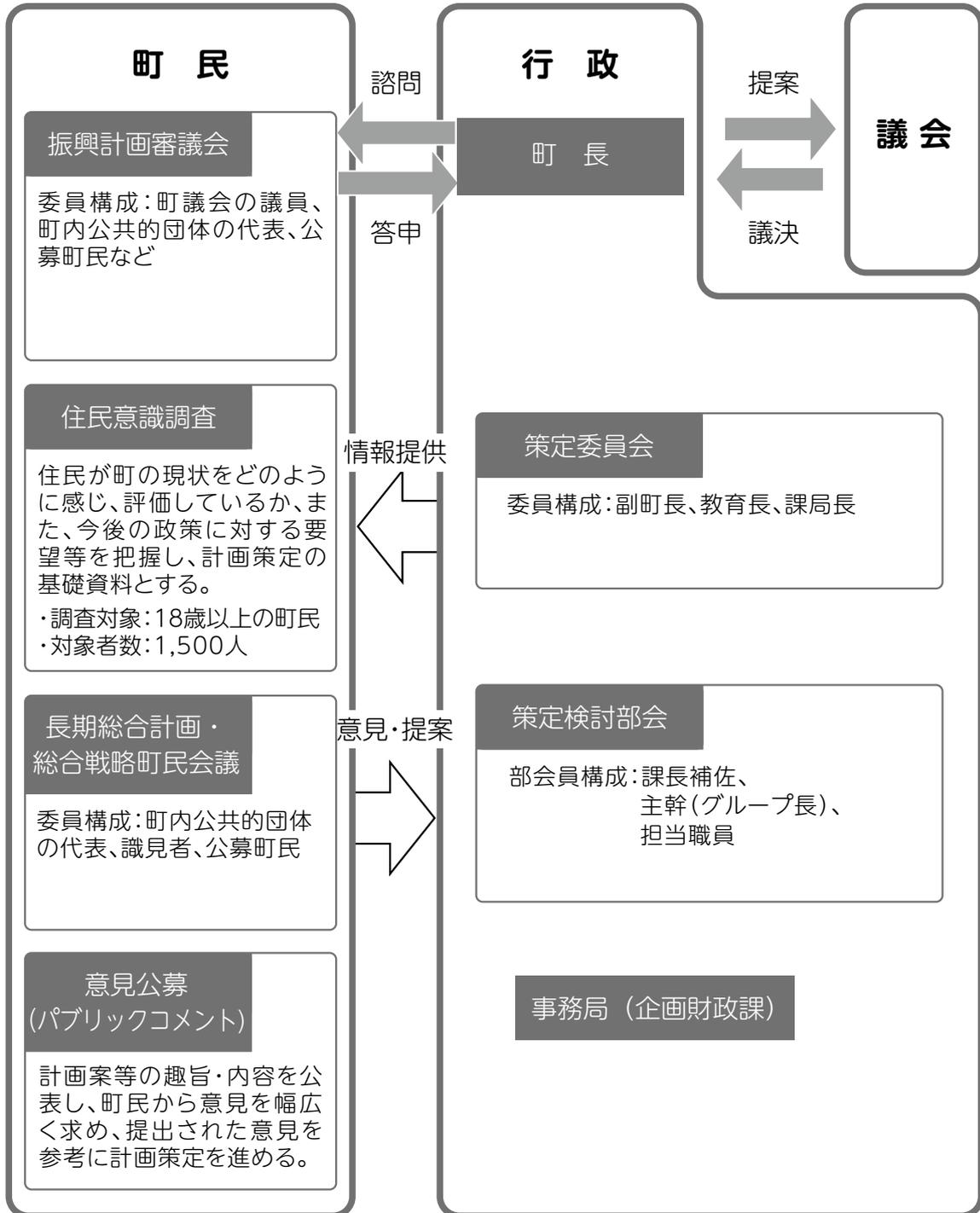


# 第4部 資料



## 1 長期総合計画策定体制図



## 2 長期総合計画策定経過

年月日		主な会議・作業等
令和元年	9月18日	策定基本方針
	11月25日	議会議員 中間報告
	11月29日～12月20日	住民意識調査
令和2年	1月6日～1月31日	住民意見募集
	2月1日～2月28日	振興計画審議会委員、 長期総合計画・総合戦略町民会議委員募集
	3月1日	住民意識調査 結果報告書
	3月19日	議会議員 中間報告
	6月1日	策定検討部会
	9月11日	策定検討部会
	10月23日	策定検討部会
	11月2日	第1回策定委員会
	11月11日	第1回長期総合計画・総合戦略町民会議
	11月17日	策定検討部会
	11月19日	第1回振興計画審議会 長期総合計画（案） の諮問
	11月24日	議会議員 中間報告
	12月9日	第2回策定委員会
	12月14日	策定検討部会
	12月15日	第2回長期総合計画・総合戦略町民会議
	12月25日	第2回振興計画審議会
令和3年	1月1日～2月1日	意見募集（パブリックコメント）
	1月27日	策定検討部会
	2月1日	第3回策定委員会
	2月9日	第3回長期総合計画・総合戦略町民会議
	2月15日	第3回振興計画審議会
	2月17日	振興計画審議会 長期総合計画（案）の答申
	3月9日	議会にて基本構想を可決

## 3 審議会条例

## 越生町振興計画審議会条例

昭和45年6月19日 条例第10号  
改正 昭和61年3月20日 条例第7号  
改正 平成17年3月18日 条例第3号

## (目的)

第1条 この条例は、越生町振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、越生町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による町民

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## (委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、議員、委員等の任期はその職に在職中とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は企画財政課において処理する。

## (雑則)

第8条 この条例の定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、会長が審議に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 越生町新町建設審議会条例（昭和34年条例第87号）は、廃止する。

附 則（昭和61年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 審議会への諮問及び答申

越企第 144 号  
令和2年11月19日

越生町振興計画審議会議長 様

越生町長 新 井 雄 啓

第六次越生町長期総合計画(案)について(諮問)

越生町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

第六次越生町長期総合計画(案) 別紙のとおり

令和3年2月17日

越生町長 新井雄啓 様

越生町振興計画審議会  
会長 水澤 努

## 第六次越生町長期総合計画(案)について(答申)

令和2年11月19日付け越企第144号で諮問のあった第六次越生町長期総合計画(案)について、次のとおり答申します。

### 記

本審議会では、諮問された「第六次越生町長期総合計画基本構想(案)」、「第六次越生町長期総合計画前期基本計画(案)」について、慎重に審議を重ねました。

その結果、概ね妥当であると判断します。

今後、計画の実施には、策定にあたり行われた住民意識調査の結果や、付記する審議過程において各委員から出された意見・要望等を踏まえ、施策を展開することを要望します。

- (1) 本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和12年には9,034人になるとされており、基本構想で定める将来目標人口9,800人の達成は、相当の努力が必要であると想定される。本計画及び「第二期越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにに基づき、町民と問題意識を共有しながら、人口減少対策に関する各施策を集中的に実施されたい。
- (2) 本町の公共施設の老朽化は大きな課題となっている。今後のさらなる人口減少の進展と財政規模の縮小を想定した、将来を見据えた持続可能な公共施設のあり方を検討されたい。

- (3) 飯能寄居線バイパス沿線の土地利用は、産業振興にとって大変重要な地域であることから、引き続き沿線の活性化に取り組まれない。
- (4) 農林業は、高齢化による担い手不足や販売価格の低迷、自然環境の変化などから大変厳しい状況が続いており、特産品の一つである梅は、改植の時期を迎えている。町としても生産物の付加価値を高める取り組みを支援するとともに、新規就業者の確保・育成を図るなどの振興策を講じられたい。
- (5) 商工業の振興は、住民生活を支える基盤となることから商工会と連携した支援が必要である。特に消費の流出抑制による地元商店の事業継続や雇用の創出に向けた企業誘致など、商工業の活性化に取り組まれない。
- (6) 町の活性化のためには女性の活躍が極めて重要である。男女が自らの意思に基づき、それぞれのライフスタイルに応じて個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる多様性に富んだ地域社会づくりを推進されたい。
- (7) 激甚化する自然災害に対応し、誰もが安全安心して暮らすことができるよう、町民生活に直結する防災対策に積極的に取り組まれない。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、感染症の拡大防止に努めるとともに、新しい生活様式への転換や地域経済の活性化に取り組まれない。
- (9) 計画の推進にあたっては、限られた財源の中で効果的な事業選択に努め、目標の達成に向けて着実に施策を実施されたい。

## 5 越生町振興計画審議会委員名簿

選出区分	団体名・役職名	氏名	備考
町議会の議員	議会議員	水澤 努	会 長
	議会議員	宮崎 さよ子	
教育委員会の委員	教育長職務代理者	原口 仁	
農業委員会の委員	農業委員会会長	岩田 博雄	
町内の公共的団体等の 役員及び職員	区長会会長	町田 憲昭	副会長
	観光協会会長	島野 博行	
	商工会会長	長島 祥二郎	
識見を有する者		池田 吉男	
公募による町民		吉澤 節子	
		山口 由美	

## 6 越生町長期総合計画・総合戦略町民会議設置要綱

### 越生町長期総合計画・総合戦略町民会議設置要綱

#### (設置)

第1条 長期的なまちづくりの方針や将来像を示すとともに、その実現の方策等を総合的、体系的に示す「越生町長期総合計画」及び人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、意見や提案を聴取するため、越生町長期総合計画・総合戦略町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 越生町長期総合計画の策定に関すること
- (2) 越生町人口ビジョンの策定に関すること
- (3) 越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること

#### (組織)

第3条 町民会議は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が適当を認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 町民会議に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 町民会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議に限り町長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 町民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 7 越生町長期総合計画・総合戦略町民会議 委員名簿

敬称略・50音順

氏 名	備 考
上木 佳枝	
大沢 昌文	
杉浦 早苗	
田口 隆良	
竹内 晴美	副委員長
戸口 昭一	
利根川 常彦	
深田 和孝	
堀 武美	委員長
吉原 説孝	

## 8 第六次越生町長期総合計画策定委員会設置要綱

### 第六次越生町長期総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第六次越生町長期総合計画基本構想及び前期基本計画(以下「長期総合計画」という。)を策定するため、第六次越生町長期総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次の各号に関する事項を所掌する。

- (1) 長期総合計画に係る調査、研究に関すること
- (2) 長期総合計画の策定に関すること
- (3) その他長期総合計画に関する必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長及び課局長をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定検討部会等)

第5条 策定委員会の所掌事務を補佐するため、策定検討部会を置く。

- 2 策定検討部会は課長補佐、主幹等で組織し、町長が任命した職員をもって充てる。
- 3 策定検討部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 部会長は、特に必要があると認めるときは、策定検討部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 策定検討部会には、効率的な検討等を行うため、専門部会を置くことができる。専門部会は、主席主査及び主査等で組織し、町長が任命した職員をもって充てる。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び部会員の任期は、長期総合計画が策定されたときまでとする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び検討部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 9 第六次越生町長期総合計画策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

職名	氏名
副町長	◎
教育長	○ 吉澤 勝
議会事務局長	浅野 浩志
総務課長	三浦 道弘
企画財政課長	池田 好雄
会計課長	松本 和彦
税務課長	山口 博正
町民課長	町田 和久
健康福祉課長	奥泉 隆雄
子育て支援課長	長島 伸子
産業観光課長	吉田 正
まちづくり整備課長	田中 広
学務課長	関口 学
生涯学習課長	中島 義仁
水道課長	山口 辰仁

## 10 第六次越生町長期総合計画策定検討部会 委員名簿

課名・担当名	職名	氏名
総務課庶務担当	課長補佐	関口 敏夫
総務課自治振興担当	課長補佐	松澤 義幸
企画財政課企画担当	課長補佐	岩澤 清
企画財政課管財担当	主幹	立川 一紀
税務課課税担当	課長補佐	横田 惠嗣
税務課収税担当	主幹	小泉 直樹
会計課会計担当	主幹	田端 博之
町民課住民担当	主幹	奥泉 和彦
町民課国保年金担当	主幹	及川 東
健康福祉課高齢者介護担当	課長補佐	今井 晴美
健康福祉課福祉担当	主幹	坂口 英夫
健康福祉課保健予防担当	主幹	町田 京子
子育て支援課子ども担当	課長補佐	岩崎 貴美枝
産業観光課農林担当	課長補佐	深田 智
農業委員会	主幹	宮崎 薫
産業観光課観光商工担当	主幹	関根 睦生
まちづくり整備課生活環境担当	主幹	奥富 明
まちづくり整備課都市計画担当	課長補佐	原 勝巳
まちづくり整備課土木宮繕担当	課長補佐	戸口 孝史
学務課学務担当	主席主査	横手 智子
生涯学習課社会体育担当	主幹	小沢 和義
生涯学習課生涯学習文化財担当	主席主査	石川 久明
生涯学習課図書館担当	課長補佐	関口 幸男
水道課庶務担当	課長補佐	皆川 肇寿
水道課施設整備担当	主幹	石川 誠二